

経営者の保証債務の履行で再生へ

平成14年12月25日付けで、経済産業省の外局である中小企業庁からの照会に基づく国税庁の文書回答というかたちで、「保証債務の特例における求償権の行使不能に係る税務上の取扱いについて(通知)」が公表されました。求償権を行使することができるか否かの判定の運用基準をより明確にしたものです。

1. 保証債務の求償権の行使不能における所得計算の特例とは？

A社の経営者である甲さんが、A社の債権に対して債務保証をしていました。A社の経営が行き詰まったため、A社の取引銀行であるB銀行から保証債務の履行を要求されました。甲さんは保証債務の履行に応じるため、自分が所有する資産で穴埋めをしました。しかし、所得税法では、あくまでも資産の譲渡代金は所得として計算されるため、甲さんは、自己の資産は減った上に、更に、譲渡所得として所得税が課税されてしまいというダブルパンチです。

それでは、あまりにも甲さんがかわいそうです。そこで、所得税法では、「保証債務の求償権の行使不能における所得計算の特例」というものが設けられています。

この規定は、保証債務を履行するため資産の譲渡があった場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、その行使することができないこととなった金額は、各種所得の計算上、なかったものとみなすというものです。不動産などの売却益は譲渡所得税が非課税となります。

保証債務を履行しただけでは、この特例は使えません。甲さんがA社の保証債務を履行すると、甲さんはA社に対して求償権を有することになります。つまり、甲さんはA社に対して、保証債務を履行した分について金銭等の返還を請求する権利を有することになります。この特例の適用は、「その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき」とされています。この求償権を行使することができるか否かの判定が、この特例を適用できるか否かということにかかわってくるようになります。

2. 求償権を行使することができるか否か？

求償権を行使することができるか否かの判定は、所得税法基本通達で判断することになっています。ここで挙げられているのは、会社更生法の規定による更正計画認可

決定、民事再生法の規定による再生計画の認可決定、商法の規定による特別清算に係る協定の認可・整理計画決定、破産法の規定による強制和議の認可決定、債権者集会の協議決定等です。いわゆる、法人を解散するのにちかいかたちです。会社の債務超過の状態が相当期間継続し、その求償権の弁済を受けることができないと認められる場合で、会社に対して求償権の放棄を書面で通知するというのもあるのですが、今までは運用基準が明確ではなく、会社が解散しないかぎり適用できないのではないかと狭く解釈されていたのが実状でした。

したがって、甲さんが譲渡所得の課税を受けないためには、A社を解散しなければならないという事態に陥ってしまいました。

3. 法人が解散しなくても適用できる

「保証債務の特例における求償権の行使不能に係る税務上の取扱いについて(通知)」によれば、その会社がその求償権を放棄したあとも存続し、営業を続けている場合でも、一定の要件を満たせば、求償権は行使不能であるとして、所得計算の特例を使えるようになりました。

この一定の要件とは、経営者の求償権は、経営者と金融機関等の債権者との関係からみて、他の債権者が有する債権と同列に扱うことが難しいといった事情によって、債権放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。たとえば、甲さんは、B銀行から求償権の放棄を求められ、やむを得ず求償権を放棄し、A社を存続させたような場合はOKです。会社が求償権を放棄(債務免除)することによっても、なお時価ベースで債務超過の状況にあること。求償権を放棄した後で、売上高が増加しようが、債務が減少しようが関係ありません。あくまでも、求償権放棄時で判断されることとなります。したがって、甲社長が求償権を放棄しても、A社がなお債務超過の状況であれば、解散しなくても大丈夫ということになります。

今後、デフレ不況が深刻化し不良債権処理が加速される局面を迎えれば、会社の再生のために経営者が私財を投げ売らざるを得ないケースがますます増えるものと考えられます。この特例の運用基準の明確化は企業の再生の後押しになりそうです。

(担当:大野 貴史)